

## 系統ワーキンググループの設置について

平成26年10月

平成24年7月から固定価格買取制度の導入以降、太陽光発電の急速な導入拡大に伴い、現状における電力会社の系統設備の容量や電力会社管内全体の需給調整力の限界等から、再生可能エネルギー発電設備の接続をこれ以上受け入れることが困難であるとし、その接続申込みへの回答を保留するといった事態が発生している。

こうした接続問題は、今後の再生可能エネルギーの最大限導入に大きな制約となるおそれがあることから、電力会社が再生可能エネルギー発電設備を系統に受け入れるために講じている措置についてしっかりと精査し、早急に対策を検討する必要がある。

このため、中立的な専門家により、電力会社の接続可能量の検証、接続可能量の拡大方策等について審議を行うため、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会の下に、系統ワーキンググループを設置することとする。